

令和3年度 財政援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査の概要は、下記のとおりである。

1 監査の目的

町から支出された補助金等が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他事務の執行に関し監査を行い、もって町民福祉の向上に資することとした。

2 監査の対象

- (1) 令和3年度に町が補助金等の財政的援助を行った団体
- (2) 町が出資し、その出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体

第2 監査の実施

1 監査実施対象団体

社会福祉法人 北島町社会福祉協議会

2 監査の実施期間

令和4年7月22日（金）

3 監査の方法

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している社会福祉課、地域包括支援センター及び同団体から事業報告書、決算書及び関係資料等の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

社会福祉法人北島町社会福祉協議会の監査を実施した結果、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行、諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね適正であると認められた。

5 収支の総括

令和3年度の経理区分ごとに収支総括は、次表のとおりである。

経理区分ごと収入支出総括表

(単位：円)

	経 理 区 分	決 算 額	左のうち町費決算額	
	収 入	法人運営	59,401,805	38,712,635
社協啓発事業		4,284	4,284	
地域福祉推進事業		11,570,218	8,853,087	
ボランティアセンター事業		223,327	140,727	
小地域福祉のまちづくり事業		25,177	0	
北島町ふれあい総合相談センター事業		294,958	294,958	
日常生活自立支援事業		411,875	0	
生活困窮者自立支援事業		3,200,000	0	
介護予防事業		5,103,400	5,041,000	
生活支援体制整備事業		1,000,000	1,000,000	
生活支援サポートセンター事業		2,965,000	2,965,000	
地域生活支援事業		296,000	296,000	
児童館管理運営委託業務		98,555,344	86,858,294	
募金啓発事業		250,000	0	
居宅介護支援事業		10,608,949	0	
善意銀行事業		21,630,774	0	
		合 計	215,541,111	144,165,985

支 出	法人運営	38,661,411	38,712,635	
	社協啓発事業	4,284	4,284	
	地域福祉推進事業	11,570,218	8,853,087	
	ボランティアセンター事業	223,327	140,727	
	小地域福祉のまちづくり事業	25,177	0	
	北島町ふれあい総合相談センター事業	294,958	294,958	
	日常生活自立支援事業	411,875	0	
	生活困窮者自立支援事業	3,200,000	0	
	介護予防事業	5,103,400	5,041,000	
	生活支援体制整備事業	1,000,000	1,000,000	
	生活支援サポートセンター事業	2,965,000	2,965,000	
	地域生活支援事業	296,000	296,000	
	児童館管理運営委託業務	98,555,344	86,858,294	
	募金啓発事業	250,000	0	
	居宅介護支援事業	12,359,300	0	
	善意銀行事業	405,193	0	
		合 計	175,325,487	144,165,985

次年度繰越金	40,215,624	0
--------	------------	---

6 監査の意見

北島町社会福祉協議会は、補助金等の趣旨を踏まえ実施する事業については、各種広報媒体を有効に利用し、予め住民に対して十分に情報提供を行ってください。そして、地域の様々な生活上の問題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、「誰もが安心して暮らせる、人に優しい福祉のまちづくり」を目指していただきたい。

一昨年から引き続き新型コロナウイルスの影響を受けて、イベント・事業等の中止もありましたが、感染防止を優先されて安心して安全な業務遂行ができていました。

今後も、それぞれの事業について、補助金等は有効かつ効率的に執行し、充実した事業運営の推進に努めてください。

以 上